様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）９．高齢者対策について（１）自治体として次のことを実現すること。10．加齢性難聴などの補聴器の購入費用の助成制度を実施・拡充すること。 |
| （回答）○　補聴器購入に対する公的支援については、現在、障害者総合支援法に基づく「補装具支給事業」において、身体障がい者手帳を有する聴覚障がい者等を対象に、原則１割負担で補聴器の購入ができる費用助成が行われています。○　また、加齢に伴って心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るため、介護保険制度における福祉用具貸与等により支援が行われており、この福祉用具貸与等については、国において、その有効性、安全性、保険適用の合理性等が評価、検討されたうえで、その対象が定められていますが、補聴器については含まれていません。○　現在、国において、補聴器による認知機能低下の予防効果を検証するための研究が行われており、府としては、引き続き、このような国の動向を注視してまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）16．介護保険制度の抜本的改善をすること（１）自治体として次のことを実現すること。１．保険料は本人の所得のみで算定すること。３．減免制度についてイ．保険料・利用料の減免制度をつくり減免基準を引き上げ、資産要件はなくすこと。ロ．生活保護基準以下の世帯（人）の保険料・利用料は免除し、保護基準の1.5倍まで軽減措置を設けること。ハ．減免申請の際、同意書・資産申告書はとらないこと。申請手続きを簡素化すること。ニ．保険料の減免は、滞納者にも適用すること。　 |
| （回答）○　介護保険制度は全国一律のルールの下に運営されている制度であることから、保険料の算定方法等については国において検討されるべきものと考えており、国に対し、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、介護報酬、保険料と国・地方の負担のあり方を含め、必要な検討を行うことを要望しています。○　保険料及び利用料については、介護保険制度上、低所得者の負担を軽減するために、一定の配慮が講じられています。介護保険制度は、介護を社会全体で支えるために創られた制度であることから、低所得の方にも一定の負担をお願いしているものですので、ご理解をお願いします。○　低所得者に対する保険料負担及び利用者負担の軽減措置については、低所得者が必要なサービスが受けられるよう、国の制度として法令で明確に位置付け引き続き制度のあり方を検討するとともに、施設利用に係る補足給付等の低所得者対策に要する経費について、必要な財政措置を講ずることを国に要望しています。○　なお、市町村独自の保険料及び利用料の減免については、公平性を期す観点から、各市町村において、一定の判断基準を設け、また一定の手続を行うことは、住民相互の公平を期すために必要と考えています。保険料を滞納されている方については、保険料をお支払いいただいている被保険者との公平を図りつつ、納付相談等を通じて事情を把握し、徴収猶予の可否等を検討するよう、適宜保険者に伝えています。 |
| （回答部局課名）福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）16．介護保険制度の抜本的改善をすること（１）自治体として次のことを実現すること。２．一般会計からの繰り入れをし、保険料と利用料を引き下げること。 |
| （回答）○　介護保険の費用負担割合は、40歳以上の被保険者から支払われる介護保険料と保険者である市町村、国、都道府県が負担する公費によって賄われる仕組みになっています。○　公費の負担割合については、介護保険法に定められており、保険料抑制のために法で定められた負担割合を超えて一般財源を繰り入れることは、被保険者以外の方に税の負担をお願いすることになり、適当でない旨が国から示されているところです。○　介護保険制度は全国一律のルールの下に運営されている制度であり、府としてもこのルールに則って制度を運営していくことが必要と考えており、利用料についても同様の趣旨から、府が独自に財政支援を行うことは適当でないと考えております。○　なお、前述の公費の負担割合とは別に、低所得者の負担軽減のため、国・府・市町村の公費により、第１号保険料の軽減事業や、社会福祉法人等による利用者負担軽減の支援を行っています。 |
| （回答部局課名）福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）16．介護保険制度の抜本的改善をすること（１）自治体として次のことを実現すること。４．保険料滞納者に制裁措置はしないこと。 |
| （回答）○　介護保険法において、「国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。」（第４条）こととなっており、確実な保険料の収納が制度の安定的な運営を図るうえで不可欠であり、保険料を納付する方としない方との公平性の観点から、保険料を滞納する方に対して、給付を制限することが制度化されています。○　しかし、この給付制限措置を行うに当たっては、全ての市町村において、法令で定められた手続等を遵守するだけでなく、個別に事情をお聞きすることや、納付相談を行うなど、被保険者の立場に配慮し、できるだけ滞納が生じないようにすることが重要と考えており、適宜助言してまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）16．介護保険制度の抜本的改善をすること（１）自治体として次のことを実現すること。６．介護認定基準を元にもどすこと。介護認定の調査については、調査結果の内容を明らかにし、写しを本人にわたすこと。 |
| （回答）○　要介護認定は、介護保険制度の根幹であるため、申請者の状態を適切に把握し、公平・公正な審査判定を行うことが求められており、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組みです。○　平成21年４月からの要介護認定方法の見直しについては、国において、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」を設置し、評価・検証がされ、その結果を受けて調査項目に係る定義等の修正が行われました。府としては、要介護認定が適切に実施されるよう、認定調査員や介護認定審査会委員への研修、市町村要介護認定担当職員研修を実施しており、引き続き、保険者である市町村への支援に努めてまいります。○　認定調査の結果の本人開示については、個人情報の保護に関する法律等に基づき、市町村が対応しております。 |
| （回答部局課名）福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）１６．介護保険制度の抜本的改善をすること（１）自治体として次のことを実現すること。７．年齢に関わらず要支援・要介護認定者全員に「障害者控除対象者認定書」を発行すること。 |
| （回答）○　「要介護認定」と「障がい認定」は、その判断基準が異なるため、介護保険の要介護・要支援認定者ということのみをもって、一律に身体障がい者に準ずる者かを判断することは困難であり、直ちに障がい者控除の対象とはなりません。○　高齢者については、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障がい者手帳の交付を受けている者等のほか、身体障がい者に準ずる者等として市町村長の認定を受けている者が、障がい者控除の対象とされています。○　障害者控除対象者認定につきましては、国（国税庁）が示す基準により市町村において適切な運用が行われるよう周知されているところです。 |
| （回答部局課名）福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）16．介護保険制度の抜本的改善をすること（１）自治体として次のことを実現すること。８．地域包括支援センターを増設と人員を拡充し、利用者・家族の意向を尊重すること。 |
| （回答）○　地域包括支援センターの設置、人員等の基準については、市町村が条例で規定することになっており、センターの増設、人員の拡充は市町村が地域の実情に応じて判断するものと考えますが、機能強化に取り組むことは重要です。○　大阪府では、利用者やご家族等の状況を判断して必要なサービスが提供されることが大切と考えており、そのため、適切な介護予防ケアマネジメントが実施されるよう研修会等を通じて、地域包括支援センターの人材育成や機能強化に向けた支援をしております。○　また、地域包括支援センターの整備については、市町村が地域の実情に応じ見込んだ整備数に対応する基盤整備が図られるよう、大阪府地域医療介護総合確保基金事業において市町村に間接補助を行う等、財政的支援に努めているところです。 |
| （回答部局課名）福祉部　高齢介護室　介護支援課福祉部　高齢介護室　介護事業者課 |

様式　２

回答

団体名（　全大阪生活と健康を守る会連合会　）

|  |
| --- |
| （要望項目）16．介護保険制度の抜本的改善をすること（１）自治体として次のことを実現すること。10．介護認定は「身体機能」の把握だけでなく、精神状況や家族、住居の条件など高齢者の生活状況を丁寧に聞き取り総合的に判断すること。また、認知症対策を早急にとること。 |
| （回答）（要介護認定について）○　要介護認定は、「介護の手間」を判定するものであり、認定調査では、身体機能だけではなく、家族状況、居住環境等、高齢者の置かれている状況から必要とされる介護の手間を本人や家族等から十分に聞き取り、特記事項に記載することが必要です。○　また、介護認定審査会における審査判定は、基本調査に基づく一次判定の修正・確定後、認定調査票の特記事項や主治医意見書をもとに総合的に判定が行われます。基本調査の結果だけでは反映しきれない、通常より長い時間を要する介護の状況等が具体的に明らかにされている場合には、それを踏まえて、保健、医療、福祉分野の委員が専門職としての経験から判断を行うこととされています。○　府においては、要介護認定申請者の心身の状況がより適切に要介護認定に反映されるよう、今後とも認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修を実施してまいります。（認知症対策について）○　府では、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行を踏まえ令和6年3月に策定した「大阪府認知症施策推進計画2024」において「認知症への理解増進・相談体制の整備等」、「安心して生活を営むことができ認知症バリアフリーの推進」、「保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備」、「認知症の予防」の４つの施策の方向性を示し、認知症の人への理解増進や認知症の人や家族の応援者となる認知症サポーターの養成促進、医療・介護従事者の認知症対応力向上のための研修の実施など、様々な取組みを進めています。○　また、各市町村において開催されている認知症カフェや認知症の人の状況に応じた適切な相談先等を整理した認知症ケアパスについての府民への普及、活用促進に係る周知を図るなど、市町村の取組みを支援しているところです。○　引き続き、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会の実現に向け、市町村や関係機関、民間企業とも連携し、総合的な認知症施策の推進に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　高齢介護室　介護支援課 |